



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和6年11月21日～令和7年2月28日】

令和6年
12月号

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まりました！



11月21日から「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まりました。
当地域では、死亡労働災害の防止と徹底を図るため、夏季の101日間と冬季の100日間を労働者の生命を守る重要な活動期間と位置づけ、平成8年度から継続して「夏季死亡災害ゼロ101日運動」と「冬季死亡災害ゼロ100日運動」に取り組んでいます。
自分たちの職場での「死亡災害ゼロ」を確実なものとし、ひいては当地域での「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場におかれましては、**安全衛生管理体制を強固なもの**とし、**労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚**を図り、**労使双方の協力**のもと**各重点事項への取組みをお願いします。**

なお、今回の**重点**は、【**冬季特有の労働災害を防止しましょう！**】【**墜落災害をなくそう！**】【**製造装置等機械設備による労働災害をなくそう！**】【**車両系機械による労働災害をなくそう！**】の4つとしています。各重点の詳細については、運動リーフレットの裏面をご確認ください。



関連する2つの運動への取組みもお願いします！



いわて年末年始無災害運動
期間：12月1日～1月31日



冬季転倒災害防止対策強化期間
期間：12月1日～2月28日



冬季の「歩き方」(ペンギン歩行を意識して)

冬季の転倒防止の管理としては、除雪や融雪剤散布といったことも当然必要になりますが、中には、職場の管理外の場所（例えば公道）を移動すること、除雪等をしていても時間の経過で環境が戻ること、気象状況が日々異なることなど、確実な管理が行ないにくい面もあります。

転倒防止の視点（種類）にもさまざまありますが、「安全な歩き方」のポイントを全労働者に安全教育することも効果があります。

ぜひ、安全な歩き方を意識して、この冬を安全に乗り越えましょう。

～ 安全な歩き方の例 ～

- 歩幅は小さく
- すり足で
- 靴の裏全体をつけて（体重は足全体にかける）
- ゆっくりと
- 腰を落とし気味でひざを曲げて
- 両手でバランスを意識して
- 滑りにくい靴を履く など



冬季の健康管理も進めましょう

寒くなると、ヒートショックにより、心臓や脳の疾患が発症する可能性が高まります。当署にも、11月の急激な寒さ到来のタイミングと同時に、**就業中に心筋梗塞やくも膜下出血**で意識不明になったとの報告が複数件届いています。

長時間労働やその他仕事の特別な負荷がある場合以外は労働災害ではなく私病となりますが、職場からの労働者の健康状態確認等にも積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（体調チェック、準備体操、保温、運動食事等の健康保持増進に関する健康教育など）



電子申請の義務化が令和7年1月1日から始まります！

2025年1月1日から義務化される種類は次のものです

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」や東京労働局などの一部労働局のYouTube動画からも、電子申請の説明を確認できます。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要



第14次労働災害防止計画への取組状況の報告をお願いします

令和5年度から令和9年度までの5年間は第14次労働災害防止計画の期間となっています。計画内で取り組みが求められている内容は資料のとおり（HP参照）ですが、この地域の業種ごとの進捗状況を定期的に評価するため、毎年度の1月中旬に各事業場に報告をお願いします。ご協力をお願いします。（現時点で未実施項目があっても報告上は問題ありません。最終年度までに全てが実施となるように取組みをお願いします。）



パトロールで見られた好事例

11月21日に（公財）岩手労働基準協会一関支部の安全衛生パトロールがあり、今回は（株）日ピス岩手一関工場様と（株）アステックコーポレーション岩手工場様を訪問しました。模範的な取り組みが多数ありましたが、そのうちの一部をご紹介します。

教育活動に非常に力を入れており、VR機器による疑似体験手法も積極的に取り入れている。リスクアセスメントを一度きりの実施に留めず、継続的な見直しを進めている。設備の安全化にも前向きで、古い機械に対しても最新知見を踏まえながら継続的なチェックを進めている。外部講習（KY講習など）の社内展開教育を行っている。7S活動に力を入れており、他工場の活動結果も見れて水平展開できるようにしている。（5S+作法、省エネ）

立ち作業の負荷軽減対策事例

厚生労働省では、持続的に立ち姿勢で作業を行う「立ち作業」に伴う足腰の負担を軽減する対策についての取組事例を紹介しています。小売業、警備業、その他の事業からの4つのケースがありますので、ご参考にしてください。



労働災害の発生状況（10月末現在）

一関労働基準監督署管内で令和6年に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において103人で、前年同期比で-35人となりましたが、前年は急増した年であり、中期的には横ばい傾向が続いています。主な業種別では、製造業が27人（前年同期比-7人）、建設業が20人（同-3人）、商業が15人（同±0人）、保健衛生業が14人（同+1人）、運輸交通業が11人（同+1人）などとなっています。事故の型別では、「転倒」が25人（同-20人）、「墜落、転落」が20人（同-2人）、「動作の反動・無理な動作」が10人（同+2人）、「激突」が8人（同+6人）、「激突され」が8人（+4人）、「はさまれ、巻き込まれ」が8人（同-3人）、「交通事故」が8人（同+4人）などとなっています。年代が上がるにつれて被災者も増え、60代が最も多くなっています。（イギリスドリガドライブへの取組が必要）また、全体が減少しているものの、「建設業での「墜落、転落」が非常に多くなっています。

労働災害事例	
接客娯楽業 事故の型：転倒 50代女性（経験年数1年未満） 二階から一階に階段を降りているとき、階段を踏み外して転倒し、階段の角に膝下をぶつけた。（膝下裂傷）	倉庫業 事故の型：転倒 70代女性（経験年数10年） 休業見込み：1週間 倉庫での米の検査における移動時に、米袋同士の間を移動して米袋に躓いて転倒した。（顔面打撲）
製造業 事故の型：はさまれ、巻き込まれ 50代男性（経験年数10年） 休業見込み：5日 布地製品の裁断作業中に、裁断機の歯車に異物を発見し、取り除こうと右手を近づけた際、左手で手動式レバーを動かしてしまい、爪部分を挟まれた。（指裂傷）	運送業 事故の型：墜落、転落 50代男性（経験年数10年） 休業見込み：3ヶ月 荷主先でのトラック荷台への荷の積み込み時に、シートを整理しようと運転席上部のキャビンに乗って作業を行ない、キャビン横の梯子で降りていたところ、雨で足元が滑って地面に墜落した。（全身の骨折・打撲）

【お詫び】岩手労働局HP内「一関監督署からのお知らせ」コーナーのリニューアルを予定しており、本号および本号以前の運動通信に記載している二次元コードについて、今後リンクしない可能性もありますので、ご注意ください。